

平成 26 年 7 月 1 日

平成 26 年第 2 回神奈川県議会定例会

# 行財政改革・地方分権特別委員会資料

総務局

# 目 次

ページ

## 行財政改革について

- 1 行財政改革の取組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 指定管理者制度の運用に関する指針（骨子案）について・・・・・・・・・・ 2

# 行財政改革について

## 1 行財政改革の取組みについて

### (1) 緊急財政対策の取組概要

#### ア 当面の財源確保対策

- ・平成24・25・26年度の3か年の取組みで総額1,495億円の財源を確保
- ・その他、税収増で財源不足を解消

#### イ 中長期的課題への対応

- ・県費負担教職員の給与負担等の事務・権限の移譲

平成29年度を目途に権限と財源を道府県から指定都市に移管することについて合意（平成25年11月）。第4次一括法が国会で成立（平成26年5月）。

- ・県債管理目標の設定（平成25年2月）

目標達成に向けて、臨時財政対策債を含む県債を発行抑制

#### ウ 平成24・25・26年度における緊急財政対策による財源確保の状況

取組みに着手した平成24年度も含め、1,495億円の財源を確保するなど、2年間で予測された1,600億円の財源不足を解消した。

(単位:億円)

区 分	24年度 (A)	25年度 (B)	26年度 (C)	小計 (B+C)	計(A+B+C)
財源不足額		700	900	1,600	
財源確保額					
緊急財政対策による財源確保額 計	181	697	616	1,314	1,495
その他 ・税収増 等		3	284	286	

### (2) 行政改革の取組概要

「新たな行政改革の指針」（取組期間：平成24年度～26年度）に基づき、次の取組みを行っている。

#### ア 無駄のない行政運営

- ・あらゆる行政運営における無駄の排除

#### イ 課題解決力の高い組織づくり

- ・課題発見・解決に果敢にチャレンジする職員の育成
- ・機動的・効率的な組織執行体制づくり
- ・職員を活かし業務を効率化する職場マネジメントの向上

#### ウ 協働・連携の推進

- ・対話・「メッセージ」発信の充実
- ・参加・協働・連携の充実・強化
- ・県民の視点を取り入れた評価・チェック

#### エ 財政の強化・安定

- ・「選択と集中の徹底」
- ・自主財源の確保・充実、民間資金の獲得・導入
- ・県債新規発行額の抑制

### (3) 今後の取組み

平成26年度までの財源不足対策に目途が付いたため、「緊急財政対策本部」は25年度で解散した。緊急財政対策で掲げた「県有施設」や「県単独補助金」見直しのロードマップ等の実現、「県債管理目標」の達成などの中長期的課題は「行政改革推進本部」に引き継ぎ、不断の行財政改革の中で着実な取組みを進めるとともに、今後も健全な財政運営に向けて取り組んでいく。

## 2 指定管理者制度の運用に関する指針（骨子案）について

### (1) 策定の趣旨

本県における指定管理者制度は、平成17年度に導入して以来、平成26年4月で9年が経過した。制度として定着してきたことを踏まえ、制度を運用する際の具体的な基準及び手続きを明確化し、より一層の透明性を確保するため「指定管理者制度の運用に関する指針（仮称）」を策定し、公表する。

### (2) 運用指針の骨子（案）

指定管理施設の管理運営を行うにあたり、次の内容を規定する。

#### ア 指定管理者制度

指定管理者制度の概要及び指定にあたっての標準的なスケジュール等を定める。

#### (ア) 指定管理者制度の概要

制度の趣旨、制度の仕組み、公の施設の管理に関する基本的な考え方

#### (イ) 指定にあたって

##### a 標準的なスケジュール

##### (a) 新規導入・継続する場合

- ・ 指定期間開始の前々年度
  - 6月 新規導入方針の議会報告
  - 9月 募集条件、選定基準の考え方、外部評価委員会委員の議会報告
  - 11月 選定基準の議会報告、施設設置条例の制定・改正議案の提出
  - 1～3月 募集
- ・ 指定期間開始の前年度
  - 5月 指定管理者候補の選定
  - 6月 指定管理者の指定議案の提出（必要に応じて債務負担行為を設定する予算案の提出）
  - 7月～ 協定書締結

##### (b) 継続しない場合

指定期間満了時において、施設の廃止等により、指定管理者による管理運営を継続しないこととする場合

- ・ 指定期間終了の前年度
  - ～9月 施設の見直し内容を議会報告
- ・ 指定期間終了年度
  - 11月 施設設置条例の廃止・改正議案の提出

##### b 指定期間

5年を基本とする。

c. 公募・非公募

原則として募集方法は公募とし、総合的に最も優れた提案者を指定管理者候補とするプロポーザル方式により選定する。

非公募とする場合は例外とし、次の場合に限定する。

- (a) 指定管理者を再募集しても、応募がない場合や最低基準点を満たす応募者がいない場合
- (b) 指定管理者の指定を取り消した場合で、緊急に特定の者を指定しなければ施設の管理運営に影響が出る場合
- (c) PFI事業により施設を整備し、当該施設の管理運営を包括的に民間事業者に行わせる場合
- (d) 指定管理施設の設置条例により、公共団体であることが当該施設の指定管理者の指定の基準とされている場合
- (e) 施設の設置目的、設置経緯及び法人その他の団体の設立経緯から、特定の者が当該施設の管理運営を行うことが適当と認められる場合
- (f) 施設の管理運営、事業の企画・実施にあたり、県行政との一体性が特に求められ、かつ、長期的・継続的な視点及び高度・専門的な知識の蓄積・活用が必要で、特定の者が行うことが適当と認められる場合

イ 指定管理者の指定手続き

指定管理者を指定する際の具体的な手続きとして、次の内容を定める。

- (ア) 指定管理者候補の募集  
募集条件、選定基準における配点及び募集要項記載事項
- (イ) 指定管理者候補の選定  
資格審査の実施、外部評価委員会における評価の方法、指定管理者候補の選定及び選定できない場合の対応
- (ウ) 指定管理者の指定  
指定議案の提出等、指定管理者を指定する際の手続
- (エ) 協定の締結  
指定管理者と締結する基本協定及び年度協定の規定事項

ウ 指定管理者による施設の運営

指定管理施設の運営に関して、次の内容を定める。

- (ア) 指定期間中のモニタリング  
概要、手続きの流れ、実施方法
- (イ) 管理運営が不適切な場合の対応  
手続きの流れ、改善勧告、改善の指示、指定の取消し・業務停止命令、指定取消し後の管理運営
- (ウ) 指定管理者による施設運営の注意事項  
個人情報保護、情報公開、業務委託、指定期間の更新に伴う指定管理者の交代、指定管理者の役員交代、租税公課

(3) 今後のスケジュール

平成26年	9月	指針(素案)を総務政策常任委員会に報告
	11月	指針(案)を総務政策常任委員会に報告
	12月	指針を策定(予定)

